

## 飲食店等営業事業者のみなさんへ

**2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。**

2018年7月の健康増進法の一部改正により受動喫煙防止対策が強化され、学校や病院等のいわゆる「第一種施設」は2019年7月から原則敷地内禁煙、事業所や飲食店等のいわゆる「第二種施設」については、2020年4月から原則屋内禁煙となるなど、改正法が全面施行となります。

こうした中、「第二種施設」である飲食店等においては、2020年3月末までに禁煙又は分煙（喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の設置）を選択し、喫煙室を設置する場合は必要事項を記載した標識を掲示するなど、各事業者において法に基づく受動喫煙対策の措置を講じていただく必要があります。

既存の小規模飲食店（2020年3月31日現在、飲食店の営業許可を受けており、客席面積100㎡以下かつ資本金等5,000万円以下の店舗）は、「既存特定飲食提供施設」として、法の経過措置として当面は、喫煙（フロア全体での喫煙等）を選択することが可能であり、この場合は施設所在地の道立保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出していただくことになります。

※届出書の備考欄には、記載例にあるとおり、客席面積、資本金等の総額及び従業員に対する受動喫煙対策の内容を必ず記載してください。（労働者に対する受動喫煙対策は、健康増進法及び労働安全衛生法等により、事業者の責務（努力義務）とされています。

※届出開始時期

2020年2月3日（月）から各道立保健所で受付開始（郵送での提出可）

また、利用者に対して喫煙する場所を提供することを主たる目的とする公衆喫煙所やバー・スナック等の「喫煙目的施設」については、国の技術的基準を満たす喫煙目的室を設置するほか、標識の掲示や適切な広告・宣伝を実施する必要があります。

第二種施設及び喫煙目的施設におかれましては、こうした改正法の規定を遵守していただくようお願いいたします。

なお、喫煙専用室等における気流の測定などについては、各施設において実施していただくものでありますので、専門企業等に相談するなどして適切に対応いただきますよう、お願いします。

標識及び届出書は北海道ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/kinen-bunen-no-suisin.htm>)



北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ  
※詳細は、静内保健所(0146-42-0251)へお問い合わせ下さい。

# 苫小牧税務署からのお知らせ

## 【申告書は、自分で作成して、お早めに！】

令和元年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日（月）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日（火）です。

確定申告書は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax（電子申告）をご利用ください。

申告相談会場等で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォン等からe-Taxによる申告書等のデータ送信が可能です。

なお、作成済みの確定申告書は郵送等により税務署に提出してください。

＜苫小牧税務署＞

〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号

## 【消費税の課税事業者の方は区分経理が必要です】

軽減税率の対象品目の取引がある課税事業者の方は、日々の経理において、売り上げや仕入れ（経費）を税率の異なるごとに区分して記帳する「区分経理」を行う必要があります。

また、課税事業者の方が、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理をした帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。

## 【国税の納付は、キャッシュレス納付をご利用ください】

国税の納付には様々な方法がありますが、中でも、下記のキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、是非ご利用ください。

### ◇ 振替納税

事前に税務署又は金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。

なお、一度手続を行えば継続してご利用が可能です。

### ◇ クレジットカード納付

パソコン・スマホ等から、「国税クレジットカードお支払サイト」（<https://kokuzei.noufu.jp>）にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。

なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

### ◇ その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳しくは、「国税庁ホームページ」（<https://kokuzei.noufu.jp>）をご確認ください。

※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

## 【お問い合わせ先】

苫小牧税務署 〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号

電話 0144-32-3165（自動音声でご案内します。）